

花巻市市民参画・協働推進委員会（第8回）【記録】

日 時 平成 21 年 3 月 17 日（火）午後 2 時～4 時 30 分

場 所 花巻市役所本館 3 階 委員会室

出席者 委員 10 名（欠席 5 名）

内 容 1 開 会
2 あいさつ
3 協 議
（1）市民参画しくみの運用及び評価について
（2）答申内容について
（3）その他
4 閉 会

事務局 （本日の出欠席の状況を確認後、第8回委員会の開会を宣言）

大山地域振興部長 （組織改編に伴い委員会の担当部署が変更となり、新たに組織される市民協働・男女参画推進課に引き継がれることについて説明。）

議 長 年度末のお忙しい中、出席いただきありがとうございます。今回で8回となりましたが、今までの皆さんのご意見を整理していただきまして、まとめに入っていきたいと思えます。前回、ご意見をホワイトボードを使ってメモにとっていきましたが、その内容を事務局にまとめていただいたので、事務局より説明していただきます。また、前半では、市民参画のしくみの運用、評価について協議を行います。後半部分では、答申に向けて、どのように答申案をつくっていくか、時間が無ければ骨組みだけでもつくって、次回も検討を重ねて答申に向けていきたいと考えています。
それでは協議に入りたいと思えますが、その前に前回以降に市民の方から寄せられているご意見があればお願いします。

事務局（役重地域振興課長） お一人からご意見をいただいております。内容は多岐に渡りましたが、現在の参画委員会の議論に関しまして、今年度中に市民参画の評価について協議していただき答申に反映していただきたい。市の障がい者福祉計画の見直しについて、障がい者団体として意見を出す場があったが、どのような形で反映されたか、また、パブリックコメントでも個々には回答が無く、ホームページに掲載されるだけで、どのように反映されたか知る方法がない。評価に対する市民参画の方法については、今年度中に検討して欲しいとのご意見でした。

議 長 このようなご意見が寄せられているとのことでした。

佐藤(芳)委員 年度末ということですが、委員の任期は2年ですが、異動により委員を降りられる方はいらっしゃいませんか。

事務局（役重地域振興課長） 今のところは、お話はお伺いしておりません。

佐藤(芳)委員 変更がないということですね。

議 長 現段階では変更なしということですよ。

それでは、事務局より前回出された意見について説明をお願いします。

事務局（役重地域振興課長） 前回作業していただきました参画の手法について、資料1をご覧ください。事前にお配りしてから修正のご意見がありましたし、議事録を確認して内容を精査させていただきました。基本的には、前回の作業内容を整理し直したものとなっています。手法ごとにどういった場面で適用するか、運用面で気をつけることを出させていただきました。意向調査、アンケートの安易な手法の選択は、情報の共有という観点が前提である。目的に応じて、施設の利用者など対象者を設定できる場合がよいのではないか。運用面では、調査内容、設定項目、分かりやすさ、調査結果の客観的な分析にご意見をいただいております。パブリックコメントの運用面ですが、意見を集めるためにホームページ以外の方法はないか。計画そのものが公表されても読み込めないのが、概要版などの分かり易い公表の仕方での実施。意見交換会では、参加しやすい時間帯、開催方法、場所などの検討や、説明だけではなく時間配分のルールも必要ではないか。ワークショップについては、場面としては、施設建設などにあたっての利用方法など、市民と行政が白紙からつくり上げていく場合に有効。運用としては、あらかじめ準備された内容を検討しないよう、方法を吟味する必要がある。審議会等附属機関の公募委員の枠を増やしていく努力が必要。公募委員の審査過程の明確化が必要。そのほか、有効な手法としていくつか提案をいただきました。全体に関わる内容として、施設建設の例でしたが、一つの事業にも幾つかの段階があって完成していくということで、あらゆる場面で有効な手法を用いていく。地域課題として考えられがちな事業についても市全体の課題としてとらえる場合がある。また、参画への実感として、結果を、情報を示していく。様々、全体に関わることも含めて、手法の仕組みの運用の内容を挙げさせていただきました。空白の部分もありますが、これに肉付けしていただければと思います。

議長 それでは、整理していただきましたので、委員の方から、手法についてご意見をいただき内容を充実していきたいと思えます。

丸山委員 このまとめた内容をどう扱うかということですが、これは、参画の手法を列記しただけで、意見のある委員が意見したというレベルだと思えます。これらが必要かという議論はされていない。私が付け足したパブリック・インボルブメントなどは、全て必要と言っているのではなく、必要な手法を取り入れていきたいと考えているので、今日はこれを市の参画の手法として取り入れましようとなるのか、それとも提案するだけになるのか。何も議論しないままだと、事務局が整理するというかたちになってしまうので、是非、市にとっての参画の手法として議論していただきたい。そうしないとこの委員会の意味はないと思っています。

藤井(公)委員 市としてどれを取り入れるかという議論よりも、条例の内容、事業の規模によってパブリックコメントや意見交換会だけでなく、丸山委員が提案したような手法を、必要な都度、様々な手法を取り入れるということで、その他として加えておくことでよいと思えます。

丸山委員 こういうやり取りをしないと前に進まないのです。これまで、こうしたやり取りがなく、意見を出して終わっていた。

議長 それでは、ほかの委員さんは何かありますか。

佐藤(芳)委員 今、丸山委員から出された意見は議論しなくていいのですか。

議長 今の2人のご意見に対するご意見で結構です。

土田委員 まちづくり基本条例第13条にある5つの手法とその他に適切な手法と書いているので、手法の一つ一つの議論は必要ないのではないのでしょうか。ここに挙げられている手法は、多くの市町村で検討されて取り入れられている手法であり、良し悪しを議論すると波及効果もありますので、13条にあるように大枠で構わないのではないかと思います。

佐藤(芳)委員 私は、その他の手法もあるということではなく、一つ一つを明記しておくべきだと思います。そうしないと、実際には、行政が参画をやらないで済ましてしまう方向に進むことが多いと思います。実際に、審議会の委員公募についても、この委員会が始まったときにも委員の公募方法について意見を言いましたが、今回の広報でも教育振興審議委員の公募とありましたが、申し込みの方法などがよく分からない募集方法となっています。少なくとも私が話した意見は、委員の意見とし丁寧に取っていただきたい。そのときに、善処しますと事務局が回答したからには、何らかの方法があったと思うが、実際は無視されている。この委員会では、職員に対し参画の手法などを強く指導すべきではないでしょうか。

丸山委員 一連の内容に対する意見です。土田委員の意見は間違った意見だと思います。この委員会が始まった経緯は、12条、13条にあって、具体的に参画の手法を決めていくために構築しましょうということです。条例では5つの手法が掲げられていますが、その他はどのようなものを議論したうえで、市の参画の手法として、掲げられている5つの手法が抜けることはないと思うのです。これらが抜けたら大変なことです。絶対に入ると思います。それ以外にパブリック・インボルブメントを入れるのか、市民会議が必要なのかという議論をしない限り、この委員会の価値はないと思っています。全ての事業、課題に全ての手法を取り入れなければならないとは言っていない。藤井委員がおっしゃったように、大きなプロジェクトであれば全部の手法が必要かもしれないし、小さなプロジェクトだと2つでいいかもしれない。プロジェクトごとにいくつかからある手法を選択すればいいんです。選択肢として妥当なものをピックアップして取り上げておかないと、委員会の意味は無いし、条例以上には進まないということです。簡単に進めるためには、5つの手法が必要だということはすんなり議論できると思うのですが、コンセンサス会議やパブリック・インボルブメントを入れるのかを議論すれば、そんなに難しい議論にはならないと思います。是非、一つ一つを導入するかどうかの議論をして下さい。

議長 丸山委員の意見の確認ですが、5つの手法のほかに具体的に手法を掲げておくべきだということですね。

丸山委員 私の意見を理解していただけないようですが、この5つの手法はどこにでもあるような、条例でも挙げている手法なんです。自治体には、パブリック・インボルブメントを取り入れているところもあるし、コンセンサス会議はほとんどありませんが、市民会議、市民提案プロジェクトを取り入れているところは結構あります。ですから議論をして、具体的な手法として加えていくのか、一つ一つを取り入れるか議論して、市として手法に取り入れるか判断するのが、この委員会の役割ではないのでしょうか。

事務局(役重地域振興課長) よろしいでしょうか。議論の交通整理として、資料1は前回の結果として、間違っていないかを確認していただく資料となっております。これ自体が答申の下敷きをな

るものではありませんが、今日はこれから、資料3として、資料1の内容を基に答申に盛り込む内容を議論していただきたいということで、答申骨子案と委員会での主な意見を出しております。先走った内容にはなりませんが、手法の部分についてですが、5つの手法が整理されておりますし、その他に提案いただいた手法についても、今後、議論していただくこととしております。ここでは、前回の提案いただいた手法の定義だけを紹介させていただきました。必要な手法として取り入れるのか、運用はどのようにするのかは、さらに答申に向けて議論していただくこととなります。この資料1は、もう一度、ワークショップなどで議論を深めていただければ充実してくると思いますが、骨子案の中で議論していただければ、全体的な整理をしながら意見を出していただけると思い提出させていただいております。

議長 それでは、前回の部分を整理していきたいと思います。この資料1の中で、それぞれ出された意見で抜けている意見などありましたら、お願いします。

佐藤(芳)委員 公募委員の決め方について、適切な方法で募集するように付け加えていただきたい。報酬、会議の内容、回数など、社会人に募集するのですから、ハローワークでやるようなことでないでしょうか。時間に余裕のある方だけを集めるのかということだと思います。

議長 応募する側に立って考えたときに、イメージを持つことが出来て、何回くらい出席すればいいかなどが分かるようにということですね。

佐藤(芳)委員 学生の方が授業などで出席できないのに、応募してしまったというのは間違いですよ。そういうことが無いようにするためです。

議長 今の意見に対して、何かありますでしょうか。

丸山委員 今回の意見は重要だと思います。

議長 この意見を追加することとします。

丸山委員 今まで100回くらい、いろいろな委員会に参加させてもらっていますが、委員会を有識者や団体の長が占めてきた。そこで、公募委員が半数以上になるようにこの委員会の中でも要望してきました。公募委員の定義もしっかりしていただきたい。それと同じように有識者とは何なのか。これは様々な論文などで頻繁に出てくることです。会議を招集して、団体の長を集めて、7割から8割を占めるのがほとんどになっている。皆さんもご存知のとおり、いろいろな委員会や会合にいつも参加されていると思います。一つは、行政サイドの依頼方法が、各団体に1名出してくださいという形だと思います。そうすると、会長が来たり、時間のとれる方が来ると思うんです。2年間、委員会に出ているといつも同じ人になってしまう。その人の質が違って、例えば教育関係、公共事業、保健制度であっても、ほとんど同じようなメンバーが揃ってしまう。その人が能力があればよいのですが、場合によっては参加されているほとんどの人が発言しないということを経験している。行政側の問題なのか、市民側の問題なのかということもありますが、花巻市が市民自治、市民が自分達の手で物事を決めていく、それを行政とともに議論し、新しい形の行政の形を構築していくんだのであれば、公募委員のやり方もそうですが、有識者とは何なのか、団体に要請する場合は、必然性のある団体に依頼するといった分類が必要だと思います。この話を1行2行で表すのは大変ですが、公募委員の扱いと同様に、有識者、団体の長などを要

請する場合に配慮するというを追加していただきたい。

議 長 前回の協議の中で、審議会の目的や性格の中で、人数や出席を要請する団体等について説明を付け加えていただくということですね。

丸山委員 そうですね。根拠、選定理由をはっきりさせること。情報公開ということで、人数、選考基準などを公開していくということです。

議 長 今の内容をもとに、前回、協議していただいた内容のまとめについては、これで終わりにしたいと思います。先ほど、事務局から説明のあった資料3について、1回から委員の意見をまとめたもので、貴重な意見がたくさん寄せられているとあらためて感じたところですが、案をまとめていく段階で、諮問を受けた部分以外にも意見をいただいておりますので、答申案の中には、出た意見を盛り込みながら、参画・協働が具体的に進みやすいようにまとめていきたいと思います。意見をまとめたものを見ながら、答申案をイメージしていきながら、あらためて不足な部分等についてご意見をいただきたいと思います。

丸山委員 提案なんですけど、資料3の内容が膨大ですので、事務局から骨格を説明していただきたいと思います。

議 長 各委員より出された意見のまとめではありますが、整理するために事務局より説明いただけますか。

事務局（役重地域振興課長） 資料3の前に協議の1、しくみの運用と評価の協議がまだですが、先に説明してもよろしいですか。

議 長 骨子案にも、しくみの運用と評価についても含まれていますので、事務局から説明を受けてはどうかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

丸山委員 当初から不満なのですが、しくみを作ろうとの共通認識で始まったと思います。まず初めに、参画対象の範囲をどの程度にするかということ話し合ったはずですが。その中で市民提案プロジェクトについて投げかけていて、参画手法を話し合う中で対象範囲も決まってくるので、その中で議論しましょうということになっていました。次にやろうとしていることが、正に前回整理された参画手法について、意見を出し合おうというのを事務局がまとめてくれたのが、この資料なので、これをきちんと結論を出さないで中途半端にして、答申案をベースにしましょうというのはおかしいと思います。

議 長 そういうつもりはありませんが、前回いただいた意見を整理し、今日の意見も盛り込んで前回の協議内容については終わりにして、資料2のしくみの運用と評価についてを話し合いをしようと思うのですが。

丸山委員 資料1を終わりにしておいて、この資料だけで資料2を議論できないと思います。この資料には、手法の文言は一つも書いていません。手法が書かれていなので、議論は出来ません。

資料2を話し合っても資料1の手法については出てきません。しくみを考えるときに、最初にしくみの中の何を参画協働のテーマにするかという議論をしてきて、参画対象を一応決めて、どういう手法で、どういう方法で進めているのかを前回まで話

し合ってきました。あくまで、しくみの要素を話ただけで、要素の手法については、議論し尽くされていない。この資料には、パブリックコメントなどの文言は書かれていません。この資料はモデルであって、しくみが出来たなら、しくみはこのように回転していくということだけです。車で言えば、運転の仕方が書いてあるだけで、私達はエンジンのようなメカニズムを考えているのです。

議長 資料1の中で、その他という部分が提案があった手法です。5つの手法は当然入るべきなので、提案のあった手法を市としてあらためて取り上げていくか、必要な手法を必然性のある説明を付けて内容に応じて加えていくかを。たぶん、5つ以外の手法は、一般的には掲げられないと思うんです。具体的な中身が見えないと、コンセンサス会議を入れていくべきといっても、それはなぜなのか、具体的にどういう内容のとき必要なか言えないと思います。

丸山委員 それは、前段階で参画対象を何度も何度も議論してきたことです。ここでは、事例として取り上げるのであって、参画対象は7割程度決まったと捉えないと前に進めないと思います。

事務局（役重地域振興課長） 説明不足で申し訳ありません。資料1は中途段階でこの続きはまだあるということです。今の話しは、どういう流れで、どういう議論をしますかということだと思います。資料2で評価についてを話し合っていたきたいのは、諮問の内容は2本の柱がありました。1本は参画のしくみ、もう1本は評価でした。やはり、年度内に評価も議論していただきたいということです。資料2には、ポイントだけ載せてあります。今日の議論していただき、全体の流れをふまえたうえで、骨子案をたたき台として、どのような手法を取り入れ、どのように運用するのかを含めて議論するほうが、一連を議論したうえで戻って議論するほうが、分かり易いと思い、資料2を提案させていただきました。

議長 答申内容を話し合うのではなく、全体の大きな流れを見ながら、協議してはいかがですかということです。

藤井(公)委員 今回の議長の説明は、参画のしくみの運用までの説明でしたね。事務局がまとめた内容が骨子だと思うのです。もう一つの評価の方法は、この委員会でを行うのか、あらためて審議会を招集するのか、いろいろあると思いますし、評価の時期は、大規模な事業であれば設計段階まで入るかとか、評価をするタイミングはあると思います。しくみと運用をある程度、議論しておかないと、答申に向かっていけないと思いますので、時間の許す限り、もちろん今日だけに限らず意見を聴いて、宮古の例や地の市町村の事例なども見ながら、花巻市としても流れを整理したらいいのではないのでしょうか。

平賀委員 藤井委員の意見に賛成です。まず、評価に入るとして、議論していく中で戻って議論しても良いと思うので、今日の次第の、評価に入ってもらっていただきたいのですが、いかがですか。

佐藤(芳)委員 確認ですが、今日の議論の中身で答申されるのですか。

議長 今日の議論だけでは答申しません。今日は、資料3を見ながら資料2の評価の時期、範囲、項目、基準等を参考にしながら、話し合いを進めていきたいのですが、いかがですか。

(賛成の声あり。)

事務局(役重地域振興課長)

それでは、事務局より説明させていただきます。資料2をあらためて説明させていただきます。下の図は、前回にもお配りした資料をとりじます。今まで話し合いいただきました市民参画のしくみづくりであります。これは、推進委員会でお話し合いいただき、これからも話し合いいただく内容となっております。仮にしくみが出来ましたら、執行機関である市が運用していくこととなりますが、その中で効果があったのか、課題、問題点があったのかを含めて、市民参画の運用のしくみについて、評価していただき、見直し改善に繋げていくこととなります。委員会規則の所掌事項の中に、市民参画の評価が明記されているということで、市民参画の評価は推進委員会に担っていただきたいということです。どいったかたちで評価していくかということをお答申に盛り込んでいただくこととなります。運用の主体は、執行機関の市となっております、評価はお話したとおり委員会にさせていただく。最低限、決めておかなければ、うまく回らないと思われるポイントを事務局でまとめさせていただきました。それは、評価の時期、範囲。12条の適用対象に限って評価していくことになるのか、これに限らず市政全般に渡って評価していただくのかを決めていただきたいというものです。また、評価の項目・基準は、参画状況をどういう視点で良し悪しを評価していくかなど、様々考えられると思いますが、計画の対象となる利用者がちゃんと対象になっていたかなど、周知、情報提供が充分だったかなどの視点があると思います。それから市民意見の反映とありますが、参画の評価の主体は推進委員会となっておりますが、市民の意見を反映させる方法を設けるという意見がありましたので、反映させる方法について提案をいただければと思います。その他にも評価に関してご意見があると思いますので、付け加えていただきたいと思います。裏面には、様々な自治体の例を参考にした評価の流れでございます。まず、年度当初に執行機関で参画の機会を取りまとめ、委員会に諮って妥当性を審議していただく、これが事前評価となります。そこで出された意見を反映し修正したうえで、市民に対し実施プログラムを公表していきます。その公表に基づいて、市民が参画していきます。その結果がどうだったかを市が取りまとめ、推進委員会にお諮りする。そこで、成果や課題を一定の基準で評価検証していただく。これが、事後評価にあたります。そして、その結果を市民に対し、広く周知していくものです。これを毎年毎年繰り返していくというイメージです。実際のイメージとして宮古市の広報ですが、こういったかたちで、市が市民参加を進めていきますということを公表して周知していくということです。事例として、参考に出させていただきました。

議長

運用と評価について説明させていただきましたが、評価の時期、範囲、項目、基準を定めておかないと、しくみの運用がうまくできないと思いますので、考えていること、気になっていることを出していただければと思います。これまでの中でも関連した意見が出されておりますが、評価に関わって意見を出していただければと思います。

佐藤(芳)委員

宮古の広報で、参画の手続きや方法が掲載されていますが、計画毎に参画の時期まで出ていますが、この時期というのはどうやって決めているのでしょうか。この事業は、市から提案されない限り分かりませんので、そのへんの流れが見えてこないの、想定される流れを説明していただきたい。例えば、それぞれの計画が必要だということは、委員会では分かりませんよね。参画する事業を行政から出していただかないと参画の方法などを決めることは出来ないと思います。

丸山委員

どういうプロジェクトを参画対象にするかということは、この委員会で考えていて、いつそれを委員会にかけるかもこの委員会で決めることだと思います。参画を進める

ために、この委員会でしくみを考えましょうということなんです。今までの行政は、全て事業が完成してから、意見を聞いてきた。終わってからでは遅かったというのが、今までだったのです。では、事前評価がいつなのかということ、この委員会で決めましょうということですから、正に参画が必要な事業がいつ出るのかではなく、そのしくみを作りましょうということです。

事務局（役重地域振興課長） その流れとして、参考に毎年度の流れのイメージを出させていただいております。実際は、年度当初に議会で予算が議決されれば、4月にはこういった計画、事業が行われるかわかります。参画対象を議論していただきましたので、その基準に沿った事業を市がまとめますので、早くても5月または6月にならないとお示しできないと考えております。

議長 毎年度の流れていくと市民参画実施プログラムの妥当性の審議までが、6月くらいということですか。具体的なイメージを持っていないと議論が進めていけないと思います。

丸山委員 佐藤委員の意見は重要なことで、行政がいつ予算化されて、いつ事業が設計されるかは我々は分からないんですよ。例えば、建設事業であれば一番早い時期で3月に公開可能なのか、多くの事業は4月から検討されるのか、そういう事業は6月にしか公開できないのか、大雑把な時期的なものは提示してもらったほうがいいかもしれない。

藤井(公)委員 どういうものを評価していくか。評価の範囲は以前議論したから分かりますが、評価の時期は、行政から一つ一つの事業が示されて、この委員会で議論するということですか。事業ごとにパブリックコメントの時期を決めたり、個別に示されるのですか。

事務局（役重地域振興課長） 基本的には、その年度に予定されている事業や計画を担当部局でどういう参画を行うかを議論して、その内容が定まった時点で示していく。場合によっては、9月でも新しい事業の提案として出てくるかもしれません。

藤井(公)委員 最初に、市民の意見として、障がい者福祉計画の見直しに関する意見がありましたけれども、自立支援協議会の意見がまとまったら諮問するということですか。

事務局（役重地域振興課長） 計画や事業そのものを諮問するわけではありません。計画の是非をいうのではなく、計画が決定される過程に対して、市民参画が充分だったかをこの委員会で評価していくということになると思いますので、計画の内容の是非については、それぞれ専門の機関に委ねるということになると思います。

村井まちづくり参与 来年の3月議会にかけたい計画などは、大体4月になると各部で1年間のスケジュールを作成するので、宮古市のようなリストがまとまります。そうすると、毎年度の流れにあるような実施プログラムの取りまとめを行うことができますので、皆さんにお示しできるのは5月か6月になって、妥当性を議論して、市民に向けて公表して順次進めていきます。それで、翌年度に計画が決定していくという流れになっています。

議長 評価の方法として、時期をいつにするかということ、どのように表していけばよろしいでしょうか。

丸山委員 結局、戻ってしまうのですが、市の事業について市民参画が上手くいったかどうか

は、計画だけでなく、当然、事業の結果をみないと分からないんですよ。それなのに事務局では、いまだにまちづくり基本条例の12条及び13条に基づいた計画に対する参画の手法を検討するのだから、施策の計画段階の参画を枠で囲んで載せていると主張していますが、この部分をなぜ書くのか、要するに実施段階でも評価すべきものもある、市民参画によって計画されていない事業、例えば、予算化されて建設が決まっても、実際に建設する時だって市民参画ができる。建設された施設でも、利用者を集めて事業完了時の評価をすべきなんです。それなのにこの資料では、施策の計画段階だけが参画の対象とみられてしまう。市民参画がどうだったかというのは、評価できなくなってしまう。計画に対する市民参画が良かったかは、結果をみないと分からないのです、最終的に参画の手法をとってつくり上げた施設や事業であっても、妥当な市民参画で事業が完遂されたか、最終的な評価も含めて評価するから、市民参画の評価が出来るんですよ。施策の計画段階だけでなく、実施段階、評価段階まで手法の適用を広げるべきではないでしょうか。たとえ12条、13条にあったとしても、このイメージが公開されたら市民は納得しないと思います。

事務局（役重地域振興課長）

今のご意見は、評価の範囲に関わるものですので、12条に関わるだけにするのか、それに関わらず適用対象外のものも含めて評価していくか議論していただければと思います。全体のイメージ図については、枠組みを外していただいても構いません。この枠の表示は、前回説明した条例の12条に位置付けられている部分をイメージするために枠で囲ったものですので、それ以外が重要でないとか、評価の対象でないということではありません。それが誤解を招くということであれば、枠を削除しても構わないと思います。

丸山委員

この枠を是非、外してください。これは提案します。
この議論は、条例を作るより大変な作業だと思います。どの段階で評価するかとかいうこと事態、計画段階とは何かとか。例えば、市長が建設を決定する、市民が署名を募って児童公園の整備を要望するとか、これからは様々あると思うのです。対極にある市長の考えと市民の提案は誰が俎上に載せるのか、議員要望や市長だけの考えで決まることもあったと思うが、これからはフェアに議論できる体制をつくりましょうということ。要するに、どこかで議論されないと、市民からの要望があっても、しくみの中にないと答えるのか、この委員会で、条例には具体的に書かれていないけれども市のテーマとして取り組むべきとなるかもしれない。いつ何処でという仕事の始まりを考えることも重要だけれども、事業が動いている段階、事業が終了した段階での評価はどんなことなのかを、ある程度イメージしておかないと一括しての評価は難しい。評価するといっても、一番簡単なのはこの委員会を年3回の開催でということもできる。それは、事務局からあったように様々な事業は、4月に出てくるから5月頃にこの委員会に示される、また、市民に対してもアイデアがあるなら5月までに出してと情報出しておけば、6月に1回整理しましょうとなります。次は、中間地点としてプロジェクトがどのように進んでいるか検討しましょう。当然、単年度の事業もあれば、多年度に渡る事業もあるので、単年度の事業に関しては2月に評価しよう、多年度に渡る事業は次年度に評価しよう。年間3回で評価しようと思えば、こういうやり方もあると思うが、3回ではどうしようもないだろうと思うのです。この委員会でやろうとしていることは、市民にとってやりやすい参画の方法、実行性のあるものをつくろうとしているのであって、そのためには、参画の手法が何なのか分からなければ評価もできないと思います。評価の時期であれば、今みたいな議論で十分だと思うんですよ。年3回の開催にしましょうと決をとれば終わると思うんですが、それではダメだと思うんですよ。

- 藤井(公)委員 参画対象も議論しましたが、対象外の事業は全く議論しないというわけではないと思うのです。今回の議論を含めていくと、極端な話になるかもしれませんが市役所をもう一つつくるのかというような議論にまでなってしまう。とてもではないが、佐藤委員さんの意見にあったように、人事異動で異動される委員はいませんかとか、各団体から委員を出していただいた時に、この委員会のことのみを専門に勉強しなければならない状態になりかねない。市民がどれだけ市民参画に関心があるかに繋がりますが、実施主体の行政サイドの関心がある職員もいらっしゃると思いますので、決まればこれに従い、推進して行くだろうと思いますが、ステップ・バイ・ステップでも構わないから、ある程度、今までの議論を積み上げて、一つの流れを作って、あとで見直しも可能なので、大枠で議論を詰めていくべきだと思います。
- 議長 整理されていない考えでも結構ですので、意見をどんどん出して詰めていきたいと思います。例えば評価の時期、範囲にしても、どのような表現にするかということもあると思います。
- 丸山委員 評価の時期は、簡単に事前、途中、事後で良いのではないのでしょうか。ただし、計画段階とはいつなのか、基本計画の時なのか、その後なのか。計画によっては、ワークショップでつくろうという議論もある。それは1回1回、公園建設のプロジェクトでは、いつ、どこで、誰が参画するか、この委員で議論すると、市役所がもう一つ必要というような話になる。そういう議論をしなくてもいいような体制を作るための議論だと思うのです。複雑にしようとしているわけではなく、市民が動きやすい、簡潔なしくみをつくろうと言っているんですよ。簡潔なしくみほど難しい。簡潔なものを作るには、ある程度全体が分かっているなければならない。その全体から抽出していかなければならない。計画段階に市民参画するという文言だけを残すのではなく、様々な計画があることを意識しておかないと怖いと思います。
- 藤井(公)委員 8回にもなり、皆さんも様々意見を聞いてきたと思うんですよ。今の評価の流れについても事務局に原案をつくってもらって、それを叩き台に進めるべきだと思います。
- 議長 発言を整理していただきましたので、事務局が案を作るということではなくて、皆さんの意見をまとめていただくと考えていただきたいと思います。
- 丸山委員 意見を出しっ放しで、事務局が整理したものを答申とは出来ないと思います。各委員とも責任ある立場で来ているし、公募委員も時間をとって参加している。複数の意見が出たならば、その議論はいつ行うか、事務局が整理した内容を叩き台にして議論すべきなんです。不満なのは、議論しないことがずっと残っていることで、参画の全体イメージの適用対象についても、指摘しなければ、そのまま残っていたと思います。ある程度、一つ一つ詰めておかないと怖いんですよ。
- 議長 自分でブレーキをかけないで、どんどん意見を出し合って、出た意見を整理していただくという方法ではいかがでしょうか。
- 丸山委員 複数の意見が出たら、この委員会として委員に諮って方向性を決めることくらいは必要だと思います。
- 赤津委員 評価の時期として、事前、実施中、事後と出されたものは仮置きとして、次に進むべきだと思います。表現方法は様々あると思いますが、詳細な表現まで議論していたのでは進まないの、大枠で決めて、戻って決めていけばいいことだと思います。私

の意見としては、出されている3段階で良いと思っています。

議長 評価の時期として、計画段階、実施段階、評価段階に評価するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし。)

議長 それでは、評価の範囲に意見のある方はいらっしゃいますか。

平賀委員 推進委員会で議論しなければならない内容ですが、委員以外の違う立場の方の意見も聞かないと判断できかね部分もあるかもしれない。第三者的な方の意見も聞く場も必要ではないでしょうか。

丸山委員 平賀委員に質問ですが、第三者に聞くというのは、市民参画のやり方を聞くんですか。それとも中身ですか。

平賀委員 例えば、建設のことは全く分からないので、専門の方に意見を聞くということです。

丸山委員 それは意味が違って、その建物がどうかということの評価するのは市民なんですよ。市民が評価するときに、市民だけでは心配だから専門家を入れてワークショップしましょうというのはいいんです。私達が評価するのは、ワークショップとかアンケートとかを使って市民参画が上手くいったかどうかを、この委員会で評価していくものですから、それぞれのプロジェクトのワークショップを行うときに専門家も入れたほうが良いとか、子供を入れるとか、そういう議論であれば専門家を入れても良いと思います。

平賀委員 専門家や対象者を入れるということ、評価の方法に加えていただければと思います。

丸山委員 事前評価でのワークショップと途中でやるワークショップでは、やり方が違うと思いますので、そういうところまで配慮していただきたいということです。

議長 評価のしくみが運用されていないと発展しませんので、大まかなところを確認して運用していく。運用しながら、改善を加えてながら進めていければと思います。今のような、範囲、項目、基準、視点について上手く表現できる文言はないでしょうか。

佐藤(芳)委員 上手くまとめた言葉は無いのですが、市民参画の適用対象外についても報告を求めるとのことですが、3段階の評価の中で、市民参画の対象にするかしないか全ての部署の状況を報告してもらおうということが大切だと思います。参画の対象外になってものは、理由を示した資料がほしいと思います。

議長 対象としなかったものまで、資料として出していただくということですね。

佐藤(芳)委員 各部署は、対象になるか選択しなければならないので、その選択をした状況を報告してもらっても仕事は増えるとは思わないので、是非やっていただきたいと思います。

丸山委員 賛成です。各部署では何かで判断している。全ての事業を把握しているはずですから、紙で資料で提供してくださいということです。これは最低条件かもしれませんが。

200 も 300 もあるプロジェクトをこの委員会で精査は出来ないのので、提供してもらった資料の中でおかしい事業は少しだと思うので、その、気になる事業を議論していけばいいのであって、しくみの中に書いてほしいですね。

話を進めますが、この評価の時期、範囲とは、どういう意味なんでしょうか。

事務局（役重地域振興課長） はっきりとした定義ではありませんが、評価の対象として何を俎上に載せるかということもありますし、時期については、5月、6月という議論もあれば、計画段階・実施段階・評価段階など大きな視点もあると思いますので、いろいろ考えていただきたいと思います。

議長 何か具体的に表現できる文言があればお願いします。

丸山委員 これは明解であって、6月頃には、何を参画対象にするか、それに対しどういう手法を使うかというしくみは出来ているのだから、全プロジェクトを網羅して、その中で重要な事業としていくつかが抽出される。抽出された事業に対して、どんな手法でいつ評価するということが書かれれば、評価の適用範囲が出てくるので、あまり議論する必要はないのではないかと思います。

事務局（役重地域振興課長） 今まで曖昧なままで説明してきましたので補足させていただきますが、基準、項目ですが、点数化して評価している自治体もあるかもしれませんが、そこまでではなくても、この委員会では、どのような事業をどのような手法で市民参画を行ったということがリストで出されたときに、単に良かった悪かったかではなくて、どういう視点で評価するという事です。どのような手法が、関係者を網羅する手法であったか、そこで出された意見が反映されたかどうかの理由が周知されているかなど、いくつか重要なポイントがあると思いますので、評価の項目を検討していただくということです。

佐藤(芳)委員 項目、基準については、事務局よりある程度、情報を報告していただく必要があると思いますが、その報告される内容によると思います。例えば、アンケートの結果、事業がこうなりました。公共交通のアンケートをしましたが、その結果を無視した内容では意味が無いので、アンケートを行ったからには、反映までの過程を知らせるべきで、反映できない内容の場合は、はっきりと内容を示していく必要があると思います。

議長 結論だけでなく、経過が分かるようにということですね。

佐藤（芳）委員 要するにアンケートをしても、公共交通のアンケートはどのように反映されているか分からないと思います。

議長 市民参画という視点から説明できるものがほしいと思いますが、評価するときをイメージすれば何かあると思うのですが、いかがでしょうか。

丸山委員 例えばパブリックコメントは、10年前から県も市もやっているのですが、市民はパブリックコメントになってないので不満なんですよ。市がつくった計画を新聞やホームページで読んで、市民が意見を述べた。大体は、意見を拝見し検討した結果、原案どおりになる。今の病院問題も同じで、市民からたくさんの意見が出されても、検討されないままになっている。この委員会では、パブリックコメントはどこまでやるのかを一応議論しておかないといけないと思います。正確には、市民が勘違いしている

部分もあって、パブリックコメントは、計画に対し意見を出すだけで、どの意見を参考とする、しないを返答して良いというレベルで、ある意味、見せかけの道具なんですよ。パブリックコメントは正式な市民参画ではないということ。ではパブリック・インボルブメントは、これは市民が出した意見に対し、再度検討しなければならないもので、パブリックコメントは、意見を出す場を増やしてくださいというだけでいいのか、詳細な検討結果まで出すまで求めるのか、そういうことも、ある程度、この委員会で議論しておかなければならないと思います。

藤井(公)委員 全てに共通することですが、広報に掲載したことで、参画するきっかけとして周知できたこと行政側が考えます。しかし、障がい者福祉計画の見直しに携わってきて思うのが、意見を出したかった障がい者の当事者に情報が十分に伝わっていない。情報がどこかで切れているので、いろいろな情報を出して、市民に対し情報を伝えきれるのが悩みとしてある。広報が、知らせるには一番の方法とは思いますが、何か良い方法はないのでしょうか。

議長 学校でも、教えるほうは一生懸命努力しても、最終的には教える側だけでは成り立たない。学ぶ側と教わる側が揃った時が、一番効果が出る。そういう意味で、当初に出された参画のしくみを詰めていくことと、参画意識を一人ひとりが大事にして積み重ねていくこと、この両方が相まっていかないと、参画・協働は進んでいかないとします。

藤井(公)委員 目的意識を持った市民がどれだけ参加したかによっては、大きなものになると思います。

丸山委員 パブリックコメントやアンケートの概念は、人それぞれで千差万別なんですよ。本当に大事な人たちに情報が伝わらなかったという事実があるなら、今の時代なので、インターネット、全戸が見るチャンスがある広報、広報を見ないで捨ててという人は強制できない。ハンディキャップがあったり、女性の問題があったり、そういう人へ必ず情報が伝わる手法もあると思うし、児童公園の建設であれば、近隣5キロの小学校へ情報が届くようにするとか。そういうことが、事前評価のところに出るべきですよ。事業に対するアンケートの実施方法についても、市から対象者や質問内容が示され、その内容で良ければアンケートが実施され、対象者に不備があって指摘すれば、この委員会自体が価値を持つということだし、それこそが事前評価だと思うし、こういう議論が出来る委員会になることを望みます。

八重樫委員 学園祭で気付いたのですが、学生自身に花巻市を変えたいと思う気持ちはあるようです。上町の商店街にシャッターが増えたとか、高校生もそれなりに考えて活動はしているようです。そういう活動は大事だと思いますが、意見が言う機会が無いので、学生が意見を言う場をとし、学校内で学生同士で意見交換するような形でもいいのかなと思います。どうしても大人と話すことに、正しい判断ができるかわからないときもあるので、意見を出す場は大切。意見を出す場がないことだって、自分の目指している花巻市のまちづくりを表現できないということだと思ふんですよ。中学生は、そこまで深く考えていないかもしれませんが、高校生になれば、市内に就職したいと思っている人が少なくなっている。花巻市に興味が無いということだと思います。他の都市に魅力的なものに引かれているのを止めるためにも、花巻市の昔からある伝統を生かしたまま魅力あるまちづくりを進めればと思いました。

議長 ある事業に関係の深い人は対象にしますが、一見関係の無いと思われる人にどれだ

け理解を深められるかポイントになりそうですね。本人が知らなくても、周りの人が関心を持っているのであれば、そういう人からの紹介という方法もあると思います。評価を考えたときに、該当する人はもちろんだけでも、ほかの人の関心がどれだけ高まっているかがポイントになりそうですね。

藤井(与)委員 見直しも当然出てくると思いますし、先進事例を参考にしていると思うのですが、議論も大事ですけれども、実施段階で見直しが出来たならば、その時では遅いのかもかもしれませんが、皆さんの関心が高まって見直しということもあるのではないのでしょうか。何回会議を開いても全然進まないでは、分からないのではないかと思います。

議長 一般市民の関心と具体的なしくみが絡み合いながら、しくみも吟味されていく、それに伴って市民の関心も高まっていく。そういうことを通して、市民参画・協働全体が高まっていくんじゃないかと感じさせていただきました。

丸山委員 評価の項目、基準は議論しないのですか。

議長 評価の部分について、時期、範囲、視点に留意して進めていかなければならないということでしたが、他の部分について、何かご意見はありますか。2時間ということを進めてきましたが、ご賛同があれば、時間を延長していきますが、いかがでしょうか。

平賀委員 評価の項目と基準について検討の必要があるのであれば延長して良いと思います。

(15分程度の延長を確認。)

丸山委員 パブリックコメントを行おうがアンケートを行おうが、計画の段階でどういう範囲の人たちに伝えるのか、計画段階で示されるはず。全市民に対し情報を出す。ハンディキャップがある人に対しては十分に情報が伝わるように対応する。全ての情報を公表することは当たり前で、そのうえで対象者ごとの情報伝達のプログラムを考える。最初に伝達状況の予想をつける。経験上、例えばワークショップの場合、どんなに熱心な方がいても10万人の市民がいる市でも50人集まればいいほうだと思う。これを良しとするのか、妥当とするのか、少ないとするのかを事前に判断しておく必要はあるのではないのでしょうか。そので前段階として、特定の対象者を集めるのか、その中の何割に情報が伝われば、良しとするか予想をつけておく必要がある。問題は、どう効果があったか、何を見て効果を判断するのかが、よく使われるのは、懇談会への出席人数の比較による指標があるが、その指標が適切かどうかは吟味しなければならない。次は、評価の項目の習熟度、情報をどこまで広げるかに対する吟味が大事。情報がどう理解されたかが重要な評価項目になるでしょう。例えば、施設をつくる、基本計画をつくると言ってつくったものが、インターネットや広報で表現するもの、振興センターの職員がどこまで説明できるのか。そういう情報の伝わり度合いをいくつか見しておく必要があると思います。どのような手法を使えば、どのような情報の伝わり度合いになるか確かめておく必要があるでしょう。情報を伝える範囲と情報の伝わり度合い。欲張らないが50%ではない、場合によっては30%でいいという事業もあるかもしれない。2番目には、伝える情報の習熟度が評価の一つの項目になるでしょう。それで、どう評価するかは今は意見しませんが、建物を建てて、満足しているかの評価は難しいし、医療問題、学校問題にしても作り上げた事業がどのレベルにあるのかの評価は難しいことなので、今は申し上げません。ただ、公共交通計画は事後評価できるので、4月から計画が動くのだから、半年後に市民がどう思うか、どうい

弊害、利便性が出たかを見るべきでしょう。その時の基準は難しい。メンタル的な問題もあるし、数字で現れる問題もあるし、それは、個別に考えなければならないと考えています。

藤井(公)委員 新しい方法論なので、新しいデジタル評価なので、今まではアナログ評価だったので、事前の予測が難しい。事前に枠組みを作って評価するというのでいいじゃないでしょうか。

議長 少なくとも視点をきちんと押さえて様々な手法を使うということですね。数値を超えたかいいとか悪いとか判断すべきものではない。内容を伝わって、結果が反映されているかという視点をもって評価する必要があると思います。

赤津委員 結論として、今日の議論としては、5つ以外の手法についてある程度まとめるのかということになると思いますが。12条の範囲内で十分だという委員もいらっしゃると思いますし、事業の種類によっては、5つ以外の手法を使うという議論まで行くのかなと感じがしていましたが、どのようになりますか。

議長 議論した中で整理しても良い部分もありますが、対立する意見については、委員会としての結論を出さなければならないと思います。また、対立するものではないが、しくみの運用に委員会として留意すべき意見を確認しなければならない。確認にあって、中身が詰められていないので、そこを詰めないのので、様々な意見があり進めない部分もあり、整理されない進め方の部分もあった。結果として、出された意見を整理すると、参画・協働のイメージが膨らんできなと感じておりました。私は、諮問を受けた中身はもちろんです。答申の中身に協働を進めるうえで、委員会で確認された意義だとか、配慮しなければならないことだとか、生かしていきたいところなど様々ありますから、これを全体的にまとめて、諮問の内容を中心にしながら答申案をまとめていきたいと思っています。

事務局(役重地域振興課長) 事務局から提案ですが、参画の評価についてですが、本日の骨子案に出されました意見を整理させていただきます。具体的な作業は、次回以降となりますが、5分程度時間をいただいて、骨子案を説明させていただきたいと思います。次回に向けて、お気づきのところをお寄せいただきたいと思います。あるいは、次回に肉付けし直していただきます。今、赤津委員から出されたように、しくみの途中段階になっている部分も議論していきたいと思っています。

議長 それでは、説明をお願いします。

事務局(役重地域振興課長) 骨子案を説明させていただきます。第1回から第7回でいただいた意見が、再掲もありますが各項目に掲げてあります。これを答申案としてはどうかということであり。議長からもあったとおり、諮問の内容は参画のしくみと評価でしたけども、これまでの議論では、それに留まらない幅広いものでしたので、それも加えてと考えました。市民参画の必要性和意義は、条例の成立過程でもありましたが、なぜ必要かという内容になっています。次の市民参画を進めるうえでの条件と方法ですが、しくみの以前も問題として、情報が偏っている、あるいは、市民も行政も意識の向上が必要ではないかということ。活動の積み重ねですが、継続する中で考えていかなければならないのではないかということ。前提条件を整理したいということもあります。次の行政運営の各段階における市民参画ですが、先ほどから出されておりますが、計画段階・実施段階・評価段階があって初めて完結するものということですので、全ての段

階に市民参画が求められると位置づけております。それから、諮問事項の具体的な内容になっていきますが、参画の適用対象の中には、まちづくり基本条例の12条で定める重要な計画とは何かを議論していただきました。12条の義務付けられているもの以外にも、3条にありますように原則的には市民参画の対象と明記しております。次の除外事項については、予め議論していただいた内容となっております。次の参画のしくみはなかなか詰められないところですが、今回は具体例を出して議論していただいた内容を事務局で整理しきれない部分もありましたが、宮古市の条例も参考しながら、答申案を作成していかなければならないと考えております。参画の手法の具体的な運用は、手法を前回の作業の成果を整理したものです。例えば審議会委員の公募の仕方では、公募方法を吟味すべきだという意見も盛り込んでおります。条例にある5つの手法以外の手法について、前回丸山委員より提案のあったものは紹介だけになっておりますが、骨子案では、一般的な定義のみを掲げております。これを参考にしながら、どの手法が採用すべき手法なのか、あるいは、適用場面はどこなのかということも肉付けをしていただきと思います。それから参画方法に事前公表ですが、13条に義務付けられております。本日紹介した宮古市の広報の例が適切なのか、不十分などころがあるのかを議論していただきたいところです。条例23条に定められております施策の評価ですが、計画が運用された結果の評価にも市民の意見が必要なのではないかとことです。これは、今までの議論の中で必要だという統一的な見解でしたので、これは手法をどうしていくかということだと思います。最後になりますが、評価の時期、範囲、項目、基準については今日の議論をふまえて整理していきたい。あくまで、骨子にもならない骨子ですので、今日は議論する時間がありませんでしたが、意見があれば寄せていただきたいです。冒頭、部長からもありましたとおり、事務局が変わりますので、3月中にある程度きちんとした叩き台として、引き継げるものを作りたいというのが、事務局の思いですが、何回かかるかわかりませんが、各委員が納得のいくように議論していきたいと考えております。

議 長

これまでの7回分を整理していただいて、今日の意見も盛り込んでいただいて、叩き台を作成していくということですが、今日はこの資料を持ち帰っていただいて、ご意見をお寄せいただきたいと思います。

次回につきましては、年度が変わりますので、あらためて開催日を決めていきたいと思っております。少なくとも4月に連絡をさせていただくということです。本来であれば、年度末をもって答申をしたかったところですが、参画・協働は市民と一体となっていかなければならないと思っておりますので、今までの議論は無駄にはならない有意義なものだと思います。来年度もよろしくお願ひしたいと思います。

(午後4時30分 散会)